

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 21 日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について（通知）

このことについて、雇用保険法第 17 条第 4 項第 2 号ロ及びハに規定する賃金日額が変更されたことに伴い、令和 2 年 8 月 1 日以降の期間について支給される地方公務員等共済組合法第 70 条の 2 第 3 項及び第 70 条の 3 第 3 項の規定による育児休業手当金及び介護休業手当金に係る給付上限相当額が次のとおり変更されましたので、お知らせします。

1 育児休業手当金の給付上限相当額

【50%適用の場合】…休業開始日から 181 日目から

$$\begin{aligned} \text{給付上限相当額} &= 15,210 \text{ 円} \times 30 \times 50/100 \times 1/22 \\ &= 10,370.45 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 10,370 \text{ (円)} \end{aligned}$$

【67%適用の場合】…休業開始日 180 日目まで

$$\begin{aligned} \text{給付上限相当額} &= 15,210 \text{ 円} \times 30 \times 67/100 \times 1/22 \\ &= 13,896.40 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 13,896 \text{ (円)} \end{aligned}$$

2 介護休業手当金の給付上限相当額

【67%適用の場合】

$$\begin{aligned} \text{給付上限相当額} &= 16,740 \text{ 円} \times 30 \times 67/100 \times 1/22 \\ &= 15,294.27 \text{ (円未満端数切捨て)} \\ &= 15,294 \text{ (円)} \end{aligned}$$

問合せ先
給付グループ 土門・川端
電話 045-210-8179